

医療機能情報提供制度に関する 前回の議論の整理(案)

医療機能情報提供制度について（平成19年4月～）

医療機関等に対して、医療を受ける者が医療機関等の選択を適切に行うために必要な情報（医療機能情報）について、都道府県への報告を義務付け、都道府県がその情報を集約し、わかりやすく提供する制度

創設前

〔医療機関等に関する
情報を入手する手段〕

- 医療機関等の広告
- インターネット等による広報
※ 医療機関等からの
任意情報
- 院内掲示 等

〔視点〕

- ① 必要な情報は一律提供
- ② 情報を集約化
- ③ 客観的な情報をわかりやすく提供
- ④ 相談助言機能の充実

現行制度

医療
機
関
等

- 医療機関等管理者は、医療機能情報を都道府県に報告

都
道
府
県

- 集約した情報をインターネット等でわかりやすく提供
- 医療安全支援センター等による相談対応・助言

住

民

- 医療機能情報を医療機関等において閲覧に供すること（インターネット可）
- 正確かつ適切な情報の提供（努力義務）
- 患者等からの相談に適切に応ずること（努力義務）

〔医療機能情報の具体例〕

- ① 管理・運営・サービス等に関する事項（基本情報（診療科目、診療日、診療時間、病床数等）、アクセス方法、外国語対応、費用負担等）
- ② 提供サービスや医療連携体制に関する事項（専門医（広告可能なもの）、保有設備、対応可能な疾患・治療内容、対応可能な在宅医療、セカンドオピニオン対応、クリティカルパス実施、地域医療連携体制等）
- ③ 医療の実績、結果等に関する事項（医療安全対策、院内感染対策、診療情報管理体制、治療結果分析の有無、患者数、平均在院日数等）

構成員の主なご意見（概要）

- ・ 外国人患者への「総合的対応の実施の有無」について、病院以外は義務を課すまでではないというのには異論はないが、地元のクリニック、歯科医院はそれなりにきちんとやっていたりする。義務化しないと公平ではないのかもしれないが、積極的に取り組んでいるところがうちはやっているとするほうがよいのではないかな。
- ・ （義務化した場合に）診療所で部署を設置するということの正確性の担保という点には懸念がある。
- ・ 歯科は非常に零細な診療所が多く、専任的な職員を配置することは無理であり、義務づけとなると難しい。
- ・ 「総合的対応の実施の有無」は見ようによっては、受け入れないというように捉えられる恐れもあり、内容としては事務的な「サポート」を意味しているため、告示の記載をそのように見直したほうがよいのではないかな。
- ・ 昼間に外国語対応できる人がいても、夜はいないのが通常で、おそらく大学病院レベルでもないのではないかな。
- ・ 多言語音声翻訳システムについて、常時対応が可能か、とあるが、夜間の緊急対応などを表してしまうのではないかな。

1. 外国人患者への対応(修正案)

○ 医療法施行規則(昭和33年厚生省令第50号)【病院の例】

		詳細	記載上の留意事項
19	対応することができる外国語の種類 外国人の患者の受入れ体制		別表1の2)

○ 医療法施行規則別表第一の規定に基づく厚生労働大臣が定める事項
(平成19年厚生労働省告示第53号)【病院の例】

	厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
2)	外国人の患者の受入れ体制	1	診療時に対応することができる外国語の種類	職員が外国語で対応できる、通訳者を配置している、電話通訳サービスを契約している等により、診療の一連の流れにおける主要な場面を含め、外国語での対応が可能な言語を記載する。ただし、定期的に(週1日以上)対応が可能な日があるものに限る。 また、対応可能な時間帯等の特記事項があれば記載する。多言語音声翻訳システム(言語を入力すると自動で他の言語に翻訳して音声出力するアプリ等)の機械による通訳は含まない。
		2	多言語音声翻訳機器システムの利用の有無	多言語音声翻訳機器システムを利用した対応が、部門を問わず、常時可能かどうか。
		3	外国人の患者の受入れに関するサポート体制の整備総合的な対応の実施有無	外国人の患者の受入れに伴い発生する特有の業務(通訳の手配、医療費の支払いに関する調整、他院への紹介、海外旅行保険会社とのやりとり等)を総合的に担当する職員の配置又は部署の設置により、外国人の患者の受入れに関するサポート体制が整備されているかどうか。職員の専任・兼任は問わない。

報告義務の範囲			
病院	診療所	歯科診療所	助産所
○	○	○	○
○	○	○	○
○	×	×	×

外国人患者の受け入れ業務を行う職員又は部署について

○「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」(※)において、「外国人患者の受入れを日々円滑に行うためには、外国人患者の受入れに伴い発生する特有の業務や役割を果たす担当者や担当部署を決めておくことが大切」と明記(P42-45)

12 外国人患者受入れ医療コーディネーター/ 担当者・部署の設置

☑ ポイント

医療機関において、策定した「外国人患者受入れ体制整備方針」に基づいて外国人患者の受入れを日々円滑に行うためには、外国人患者の受入れに伴い発生する特有の業務や役割を果たす担当者や担当部署を決めておくことが大切です。

この点、厚生労働省では、2018年度から、このような業務や役割を果たす人材を「外国人患者受入れ医療コーディネーター」と呼び、その役割やあり方に関する検討を行ってきました。また、2019年度からは、その検討結果を反映した「外国人患者受入れ医療コーディネーター養成研修」も実施しています。

自院において、専任の外国人患者受入れ医療コーディネーターを配置すべきか、それとも複数の部署や担当者でその機能を分担すべきかについては、それぞれの医療機関の外国人患者の受診数や受診状況、医療機関の規模や機能等によっても異なりますが、こうした研修等も参考にしながら、自院の状況に相応しい外国人患者の受入れに関する担当者や担当部署を設置するようにしましょう。

📊 解説

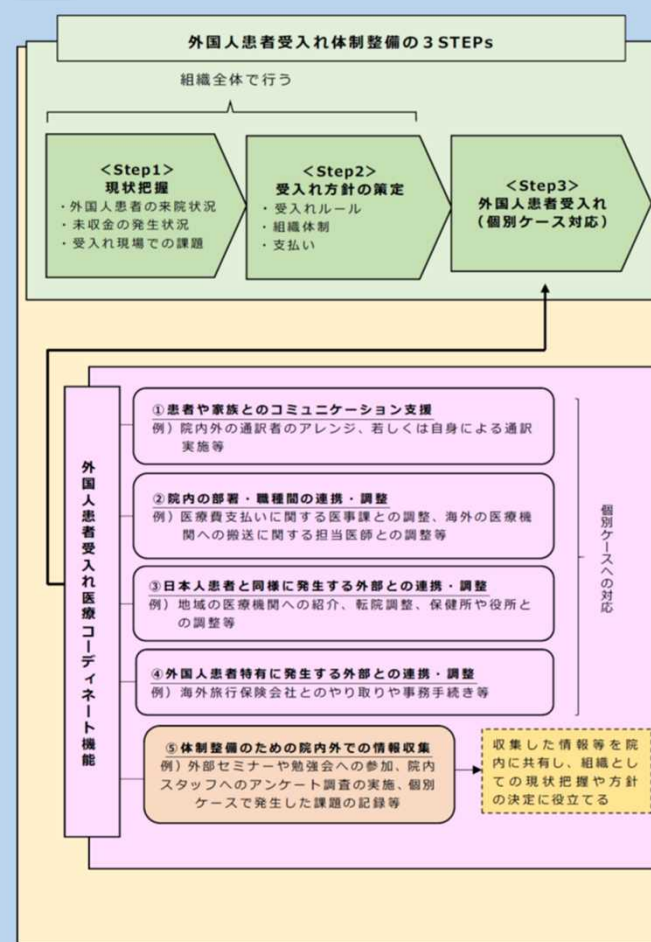
(1) 外国人患者受け担当者・担当部署の設置 — 「外国人患者受け入れ医療コーディネート機能」 —

医療機関において、「11. 外国人患者の受入れに関する体制整備方針」で紹介したような方針を策定し、その方針に従って外国人患者の受入れを日々円滑に行うためには、外国人患者の受入れに伴い発生する特有の業務や役割を果たす担当者や担当部署を決めておくことが大切です。

この点、厚生労働省では、2018年度から、このような業務や役割を果たす人材を「外国人受入れ医療コーディネーター」と呼び、その役割やあり方について検討を行ってきました。また、2019年度からは、その結果を踏まえた「外国人患者受入れ医療コーディネーター養成研修」も実施しています。

図18は、養成研修テキストの中で用いられている「外国人患者の受入体制整備の3STEPs」と「外国人患者受入れコーディネート機能」の内容を一つにまとめて図式化したものになります。この図にもあるとおり、養成研修テキストでは、外国人患者の受入れ体制整備は「現状把握」、「受入れ方針の決定」、「外国人患者の受入れ（個別ケース対応）」という3つのステップで順番に進めていくべきであるとしています。そして、STEP3の「外国人患者の受入れ（個別ケース対応）」を行うためには、院内に「外国人患者受入れ医療コーディネート機能」を有する必要があるとしており、この機能には、大きく分けて、①患者や家族とのコミュニケーション支援、②院内の部署・職種間の連携・調整、③日本人患者でも発生する外国との連携・調整、④外国人患者特有に発生する外部との連携・調整、⑤体制整備のための院内外での情報収集の5つがあるとしています。

図18 「外国人患者の受入体制整備の3STEP」と「外国人患者受入れコーディネート機能」



※「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」等での議論を経て、「外国人患者の受入環境整備に関する研究」研究班(代表者 北川 雄光)が2018年に作成、2019年改訂

外国人患者の受け入れ業務を行う専門職員又は部署について

○令和元年度に実施した「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」において、「外国人患者対応の専門部署」ありと答えたのは全病院の1.7%、「部署はないものの専門職員あり」と答えたのは全病院の1.9%であった。

(2) 外国人患者対応の専門部署の有無 (SA)

外国人患者対応専門部署の有無について聞いたところ、「部署あり」が1.7%、「部署なし」が95.9%、「部署はないものの専門職員あり」が1.9%となっている。

医療機関の種別でみると、「部署あり」が拠点的な医療機関では13.0%、救急医療機関では3.2%、JMIPもしくはJIH登録医療機関では72.4%となっている。

図表 I-2-2 外国人患者対応の専門部署の有無

